

第5回阿蘇市議会会議録

1. 平成26年8月29日 午前10時00分 招集
2. 平成26年9月1日 午前10時00分 開議
3. 平成26年9月1日 午後2時09分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 淺 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	教 育 長	阿 南 誠 一 郎
総 務 部 長	和 田 一 彦	市 民 部 長	佐 藤 菊 男
経 済 部 長	渡 邊 孝 司	土 木 部 長	伊 藤 繁 樹
教 育 部 長	園 田 羊 一	総 務 課 長	高 木 洋
福 祉 課 長	山 口 貴 生	農 政 課 長	本 山 英 二
建 設 課 長	井 八 夫	財 政 課 長	宮 崎 隆
教育委員会教育課長	日 田 勝 也	税 務 課 長	藤 井 栄 治
ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み	観 光 ま ち づ くり 課 長	吉 良 玲 二
住 環 境 課 長	阿 部 節 生	市 民 課 長	橋 本 紀 代 美
水 道 課 長	丸 野 雄 司	内 牧 支 所 長	古 閑 政 則
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文		

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 70 号 | 阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 71 号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 72 号 | 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 73 号 | 阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 74 号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 75 号 | 阿蘇市景観条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 76 号 | 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第 77 号 | 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第 78 号 | 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 10 | 議案第 79 号 | 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 11 | 議案第 80 号 | 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 12 | 議案第 81 号 | 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 82 号 | 平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 14 | 議案第 83 号 | 平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 84 号 | 平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 16 | 議案第 85 号 | 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について |
| 日程第 17 | 議案第 86 号 | 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について |
| 日程第 18 | 議案第 87 号 | 阿蘇市道路線の廃止について |
| 日程第 19 | 議案第 88 号 | 阿蘇市道路線の認定について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（阿南誠蔵君） 皆さん、おはようございます。

議事に入ります前に、総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

議事に入ります前に、中岳第一火口の状況についてご報告申し上げます。

福岡管区气象台では、8月30日土曜日になりますが、現地調査の結果噴火が発生しているということで、9時40分に噴火警戒レベルを1から2に引き上げております。

この発表を受けまして、阿蘇火山防災会議協議会では、直ちに概ね1km以内の立ち入り規制を行うとともに、関係機関に立ち入り規制の実施と看板設置等の必要な措置を要請しているところでございます。

現在は、時折り噴煙を400～500mまで上げるような有色噴煙を吹きあげるような状態が継続して発生しているところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君）

以上で、総務部長の報告を終わります。

それでは、早速議事に入りたいと思えます

ただ今の出席議員は21名であります。

18番、古澤國義君につきましては、遅参の届けを受けております。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部の出席者につきましては、お配りしております執行部出席者名簿のうち、副市長が公務のため出席できないことを申し添えておきます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 議案第70号 阿蘇市条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1、議案第70号「阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、議案第70号「阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

まず提案理由でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成27年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正が必要となったため、本条例の一部を改正す

るものであります。

内容につきましては、議案集の 2 ページになります。新旧対照表によりご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得、及び譲渡所得が非課税になる措置、いわゆるニーサと呼ばれるものでございますが、これが平成 26 年から所得税の方では適応されておりますが、住民税につきましても 27 年から適応されるということで、所要の改正をおこなうものでございます。

今回の改正につきましては、租税特別措置法の規定に基づきまして、文言の整理をおこなうものでございます。

主な内容につきましては、株式等が移動があった時に、いわゆる非課税の保護の適用の時期をいつにするかというような、詳細な部分について明確にするために改正を行うものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 71 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 2、議案第 71 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、議案第 71 号の説明の前に、本日お手元の方に議案第 71 号から 74 号の関係、参考資料というかたちで配布させていただいておりますので、今回の条例制定の概要について、まずご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、4 本の条例を提案させていただいておりますが、この条例制定の背景につきましては、お手元を書いてありますように、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し「子ども・子育て支援新制度」以下、新制度と申しますが、これが創設をされております。

新制度では、改正されました児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認した上で、子どものための教育・保育給付を行うこととなります。

なお、この新制度の実施の財源につきましては、消費税が 10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになっております。

子ども・子育て支援法では、市町村に条例制定が義務付けられておりますので、国が定める施設や事業の整備及び運営に関する基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定める必要があることから、本9月定例会に下記の4つの条例制定を提案するものでございます。

まず最初が、阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第71号関係でございます。

次に、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第72号です。

阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例、議案第73号です。

阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第74号でございます。

今回、提案させていただいております条例の、基準条例の基本的な考え方につきましては、条例を定めるにあたっては、国の定める基準を踏まえることとされております。その中で、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されております。

まず、従うべき基準でございますけれども、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容で定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものでございます。

次に、参酌すべき基準でございますが、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでございます。

阿蘇市が定めます基準条例の基本的な考え方につきましては、阿蘇市の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められませんので、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」、いずれも国の基準を用いて阿蘇市の基準として条例案を作成しているところでございます。

また、今回提案を行っております、子ども・子育て支援関連4条例（案）につきましては、阿蘇市子ども子育て会議（委員長は高宮今朝秀阿蘇市議会文教厚生常任委員長でございます。委員長を含む、15名の委員で構成をしております。）この会議におきまして、条例案の説明を行い、その内容等については了解をいただいているところでございます。

なお、4本の各条例案とも施行期日は、「子ども・子育て支援法」の施行の日、平成27年4月1日を予定しているところでございます。

それでは、議案第71号についてご説明をさせていただきます。

議案集の3ページから20ページでございます。

提案理由でございますけれども、20ページになります。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）における児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるためでございます。これが本案を提出する理由でございます。

大変、条文が長くありますので、お手元の資料の 2 ページの方をお開きをいただきたいと思ひます。

参考資料 1 で、議案第 71 号関係の資料でございます。

この第 71 号の条例案でございますけれども、地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業でございます。

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のもが行う際には、市町村の認可を受ける必要がございます。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定めることとなりますので、この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、以下、地域型保育事業と申し上げますが、この認可をする際の基準となるものです。

地域型保育事業は、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業でございます。次の 4 類型がございます。

まず、家庭的保育事業ですが、利用定員を 5 人以下とし、保育者の居宅、その他の場所で家庭的な雰囲気の中で保育を提供する事業でございます。

小規模保育事業、利用定員 6 人以上 19 人以下とし、保育を目的とした小規模な保育施設で保育を提供する事業で A B C の 3 型にわかれます。A 型は保育所分園に近い類型、B 型、A と C の中間的な類型、C 型、家庭的保育に近い類型でございます。

次に居宅訪問型保育事業でございます。障害、疾病等で集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児や、保護者が夜間及び深夜勤務に従事する場合など、保育を必要とする子どもの居宅において 1 対 1 を基本とした保育を提供する事業でございます。

事業所内保育事業、これにつきましては、事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供する事業でございます。保育所型事業所内保育事業所は、利用定員を 20 名以上としております。また、小規模型事業所内保育事業所は、利用定員を 19 名以下としております。

この事業所内保育事業につきましては、各企業等が現在その企業内で自主的に運営している事業等につきまして、今回これが公費負担の対象となる部分の事業でございます。

次に、条例で定める項目でございますが、これにつきましては、第 1 条から第 48 条で構成をされておりますが、第 1 章の総則第 1 条から第 21 条におきまして、本条例制定にともなう一般原則、保育所等との連携、非常災害、職員の要件、衛生管理、食事等、それと内部規程、苦情対応等について定めているものでございます。

第 2 章の家庭的保育事業、第 22 条から 26 条でございますけれども、これにつきましては、家庭的保育事業をおこなう場合の、設備の基準、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携等を定めております。

第 3 章では、小規模保育事業、これにつきましては、先ほど申しましたように、A B C の 3 類型がございますので、この事業区分を第 27 条で定め、その 28 条から第 36 条におきましては、設備の基準、職員、それと準用すべき規定等を盛り込んだものでございます。

第 4 章、居宅訪問型保育事業、第 37 条から 41 条につきましては、事業、設備及び備品、

職員、連携施設、準用等について定めているものでございます。

第5章、第42条から第48条における事業所内保育事業の利用定員の設定、設備基準、職員、連携施設等の特例、準用等の規定を定めたものでございます。附則としまして、施行期日、食事の提供の経過措置、連携施設の経過措置等を定めるものでございます。

資料3ページから9ページまで、それぞれの家庭的保育事業等の保育に従事するものの要件、また職員数、設備や面積、給食の方法、耐火基準、連携施設、嘱託医等を定めているものでございます。これに※印で、従（従うべき基準）、参（参酌すべき基準）というかたちで、※印のところに、従、または参という記入がしてございますが、これにつきましては、従の場合は国の基準どおり、参酌すべき基準につきましても、国の基準どおりとしているところでございます。

まず3ページの、家庭的保育事業等におきます保育従事者につきましては、国の基準が家庭的保育者、市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者というかたちで、これにつきましては国の基準どおりで、この部分については第23条に定めてあるものでございます。

以下、それぞれの事業の種類によって定めております。

当初、申し上げましたように、この内容につきましては、国の基準通りでこの条例の方を定めているものでございます。特に条文が長いので、この参考資料の方をご参考にしていただければと思いますので、宜しくご審議をお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 16番、川端です。

いくつか質問致します。

該当するいろいろな種類がありますが、例えば家庭的保育、極めて少人数、そういうのは阿蘇市内にすでに存在するかどうか、小規模4つありますが、存在するとすれば何箇所くらいあるのか、その点についてお尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） はい、福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問についてお答え致します。

この条例を制定する背景について、まず説明した方が分かりやすいと思うんですけども、要は待機児童解消のために、3歳未満の保育の量的拡大、つまり保育の機会を増やすことで待機児童解消したいということで、3歳未満についてそういったこういう4種類の事業について、市町村が確認した施設であれば施設型給付によって運営を行うというかたちになります。

実際に、阿蘇市内にこういう類型で事業されている方もいらっしゃると思いますけども、あくまでも個人的にされていることなので数について把握しておりません。

ただ、事業所内保育につきましては、病院等、既に自分のところの従業員の方の子どもさんを保育されているところもありますので、2つ程はこちらの方で確認しております。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他に。

はい、16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 事業所については、私も、大きな病院等で見かけることがありますが、従ってこの条例ができれば、この条例を適応して補助金が出るというようなことでしたが、補助率はどの程度になっていますか。家庭的保育は、既にあるのでしょうか。

もう1つ、これは基本的には、大都市の待機児童の解消のための一環として条例が作られていると思いますが、阿蘇市においては待機児童はいるのでしょうか。

その3点。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問ですが、最後の3つ目からお答えします。

阿蘇市内におきましては、待機児童は今のところおりません。元々この条例の目的が、待機児童解消ということのため間違いはないんですけども、ですから阿蘇市に待機児童がないということは、このあたりの事業については、現段階では不必要ということになります。

ただし、4つ目の事業所内保育事業につきましては、既に何十人かの子供を預かっていらっしゃると思いますので、その人数を加味すると、現在の阿蘇市は待機児童がいるという計算になりますので、当然、この部長が作りましたこの資料、3ページ以降に、それぞれの事業について基準が書いてありますけれども、こういった基準をその施設が満たすのであれば、当然、施設型給付の対象となります。

その施設型給付の対象とするためには、阿蘇市の市町村長が確認する必要があります。

ですんで、先ほど申し上げました子育て会議等に諮って、こういった事業が必要かどうかという客観的な判断をしてもらうようにしております。

ですので、その判断がまず必要なので、現在、事業所内保育以外については、おそらくは不必要であるという判断を下されるものと思っております。

その施設型給付については、例えば、私立の保育園でいけば、今、運営費補助というかたちで国からくる分、国・県・市町村含めてくる分と、阿蘇市が集める保育料という形で料金体系がなっていると思いますけども、この保育料と運営費補助合わせた分を施設型給付と言われるものです。例えば、私立幼稚園が、今回、施設型給付を受けるような特定教育施設になるのであれば、幼稚園が独自に集める徴収する費用のその分と、国からくる施設型給付、すみません、さっき言い間違えました。

施設型給付は、今後、国から基準と言いますか額について示される予定になっておりますので、今のところわかりません。補助率ということではなくて、これまで同様に、各年齢層の単価によっていくらかという形で示されるはずですよ。

さっき言い間違えたのは、公定価格のことを言っていました。公定価格は、施設型給付と保育料を合わせた額を公定価格と言います。その公定価格を、国が今後示す予定になっております。

○議長（阿南誠蔵君） はい、川端君。

3回目です。

○16番（川端忠義君） 確か、そういう保育所の色々な型によって、国が2分の1とか、3分の1とか、県が3分の1とか、色んな型があったと思いますけど、その辺は具体的にお示し、阿蘇市の場合を例にとりながら説明いただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） すみません、金額等について、後日、国の方から示されるといふふうに言いたかったんですけど、補助体系につきましては、これまでどおりと変わりません。

施設型給付という運営費補助が、施設型給付という呼び名に変わるんですけども、国が2分の1、県が4分の1、市町村自治体が4分の1という体系は変わりません。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第3 議案第72号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第3、議案第72号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第72号、議案集の21ページから40ページになります。

まず提案理由でございますけれども、本件は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

この内容につきましても、お手元に配布の資料の10ページ、参考資料2、議案第72号関係をお開きをいただきたいと思っております。

この条例は、自治体から認可等を受けた施設・事業者の中で、教育・保育給付の対象となる施設・事業者を「確認」するための基準となるものです。新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、阿蘇市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとなりますので、その分をこの提案している条例の中で定めるものでございます。

条例で定める項目としては、第1章で総則、第1条から第3条までで趣旨、定義、一般原則を定めております。

第2章、第4条になりますが、第1節の方で利用定員に関する基準、ここでは利用定員を定めております。第2節、運営に関する基準ということで、第5条から34条まで保護者への

説明及び同意義務、提供拒否の禁止、受給資格等の確認、支給認定申請の援助、利用者負担額、施設型給付費等の額の通知、運営規定、定員の遵守、情報の提供、地域との連携、その他を定めております。第3節、第35条から36条では、特別利用保育・教育の基準等を定めております。

第3章では、特定地域型保育事業者の運営に関する基準で、第1節で利用定員に関する基準を定めております。第2節で運営に関する基準ということで、第38条から第50条の中で、説明及び同意義務、提供拒否の禁止、利用者負担額等の受領、運営規定、定員遵守等、その他の基準を定めるものでございます。第3節、特例地域型保育給付費に関する基準ということで、特別利用地域型保育の基準、特定利用地域型保育の基準を定めております。

附則で、特定保育所に関する特例、利用定員に関する経過措置を定めております。

次に、この中の主なものを説明させていただきたいと思います。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、この国の従うべき基準、及び参酌すべき基準に基づいて、国の示したとおりに阿蘇市においても条例の方を制定するものでございます。

一般原則としまして、国の基準通り、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目的とするものでなければならないということでございます。

子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供するように努めなければならない。

地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校、または保険医療サービス、若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めなければならないという一般原則を、第3条で定めているものでございます。

次に、11ページの方をお開きをいただきたいと思います。

これにつきましては、利用定員を定めるものでございます。

第4条、第37条、附則の第4条に規定するものでございます。

ここにありますように、認定こども園につきましては利用定員が20人以上、保育所につきましても20人以上、幼稚園は基準はございません。

家庭的保育は、先ほどの第71号議案の中でご説明したように1～5人、小規模のA・B型につきましても6～19人、小規模保育のC型につきましても6～10人。ここにつきましては、経過措置により申請の開始後5年間は6～15人でいいということで定められております。

居宅訪問型保育につきましては、1対1の保育でございます。

事業所内保育につきましては、その企業に勤めます労働者の子どもさんと、地域枠の子ども。これは、そこの従業員の子どもじゃなくて、通常保育を希望する方の子どもも受け入れ

るということが条件になるものでございます。

ここに利用定員の上に1号、2号、3号とございますけれども、1号につきましては、3歳以上で幼稚園教育を希望するものでございます。2号につきましては、3歳以上で保育的な施設を希望するものでございます。それと3号は、概ね3歳未満の子どもたちであります。この○がついている、各施設の中に○がついておりますが、ここには入所が出来ますというかたちでございます。

先ほど申しました、71号議案で説明しましたように、家庭的保育から以下につきましては、3号認定の子どもさんで3歳未満の方しか、原則的に利用できないということになるものでございます。

その他、11ページから14ページまで、それぞれの基準を定めておりますので、全部ご説明申し上げますとちょっと時間が長くなりますので、この資料をご参考にしていただければと思います。

宜しくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） これは、名称は前の議案と71号議案と違っていますが、基本的にはどこがどのように違うのか、そこをまず第1点。

こういう特定教育というような名称が出てきていますが、これに該当するようなものは、阿蘇市において現在、存在するのか。存在するとすればどのくらいあるのか、その2点お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございます。

まず特定教育施設、保育施設の名称についてということで、1つ目の質問だと思いますけれども、平成27年の4月1日以降、子ども・子育て支援制度、新制度の方が施行されるわけです。この制度のねらいは、待機児童解消のために幼稚園の機能に保育機能を持たせたいという側面があって、その例えば幼稚園が保育機能を持って、幼稚園のまま持つことも出来るんですけども、認定こども園とかの移行も当然考えられます。現状、親が子どもをどの施設かにやりたいときに、3歳以上の子どもであれば幼稚園か保育園という選択になります。

ただ保育園の場合、保育に欠ける、要は、その親が共働き等で家庭保育が出来ないという場合に、保育所に預けるということが出来るんですけども、そういった資格要件について今後顕在化します。要は、保育園と言いますか、子育ての中に教育施設の幼稚園とかも入り組んできますので、当然資格について、さっき部長が言いました1号から3号認定というかたちで子どもを振り分ける必要がございます。ですんで、振り分けて市町村が認可した上で、その施設が施設型給付を受ける施設になった時に、その幼稚園の場合が特定教育施設という呼び名に変わり、保育所が特定保育施設という呼び名に変わります。

現在あるかという話ですけども、2園私立の幼稚園がありますが、1園がその認定子ども園

に移行を予定されておりまして、今後発生してきます。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第73号 阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第4、議案第73号「阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ、議題としていただきました、議案第73号、議案集の41、42ページになります。

まず提案理由でございますが、本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）における児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、保育の必要性の認定に関する基準を定める必要がありますので、本案を提出するものでございます。

お手元の資料の15ページの方を、お開きをいただきたいと思います。

この条例は、本市における保育の必要性に係る認定の基準となるものです。

新制度では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。

保育の必要性の認定区分としましては、先ほど申しました1号認定、教育標準時間認定でございます。主に利用する施設としましては、幼稚園、並びに認定こども園となります。

2号認定は、保育認定で満3歳以上で保育所、または認定こども園になります。

3号認定は、保育認定で満3歳未満、これにつきましては、保育所、認定こども園、または先ほど説明しました給付型保育施設、4つの類型がございましたけれども、そちらの方での保育を必要とする、そういうかたちで今回、保護者の申請に基づきまして子どもさん方を1号から3号までの各類型に認定を区分するものでございます。

この保育の必要性の認定基準につきましては、現在、阿蘇市保育の実施に関する条例で認定の基準を定めているわけでございますが、今回、新たに保育の必要性の認定基準を定めまして、附則の第2条にあります。現在の阿蘇市の保育の実施に関する条例につきましては、廃止をする予定としているものでございます。

保育の必要性の事由でございますが、認定基準になりますけれども、まず就労、フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的すべての就労に対応するものでございます。居室内の労働、自営業や在宅勤務等を含むものでございます。

妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用していること。その他、上記に類する状態として市町村が認める場合がございます。

16 ページをお開きをいただきたいと思います。

保育の必要量でございますけれども、保育標準時間（1日11時間までの利用）、就労時間の下限は、1ヶ月あたり120時間程度というかたちで、ほぼ国の基準に従うものでございます。保育短時間（1日8時間までの利用）につきましては、就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が就労実態等を考慮して定めることとしております。

優先利用でございますが、優先利用を諮るべきものにつきましては、ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、虐待やDVの恐れがある場合など社会的養護が必要な場合、子どもが障がいを有する場合、育児休業明け、兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合、小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童、その他市町村が定める事由としております。

保育の必要性の認定に関します詳細につきましては、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、規則等の内規で定める予定としているものでございます。

先ほど申し上げましたように、この条例の施行に伴いまして、阿蘇市保育の実施に関する条例は廃止することとなるものでございます。

今回の制度の中で保護者の希望によりまして、幼稚園をまたは認定こども園を希望したり、また保育園を希望したり、それぞれございますが、現在幼稚園は3歳以上ということになっております。その中で3歳以上の子どもは幼稚園へ、1歳児あたりは保育園へとといったかたちで、保護者が子どもを迎えに行くのに違う施設へそれぞれ行ったり、保護者の負担を軽減する意味でも、今回幼稚園、認定こども園あたりでも、そういう3歳未満の子どもが預かれるようになるものでございます。

新制度の目的としまして、先ほど福祉課長も申し上げましたが、全国的に急速な少子化の進行、並びに保護者が子育ての孤立感、負担感の増加を非常に今、若い母親、特に保護者の方が感じているような状況もあります。

それと、都市部での待機児童の問題、また結婚・出産・子育ての希望がなかなか自分の思う通りにならない現状、それと子ども・子育て支援が子どもを持つ親が希望する質と量が非常に不足していると。

それと子育て支援の制度の財源の縦割り、幼稚園につきましては文部科学省の管轄、保育園につきましては厚生労働省というかたちで、縦割りになってる部分を一つにまとめて縦割りを解消して、少しでも子ども・子育ての質および量の向上に努めるというかたちで、今回子ども・子育て関連3法が定められているところでございます。

以上でございます。

宜しくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 今までは保育所入所者は、保育に限るものということで所得制限等があったと思いますが、今後は所得制限は一切無くなる訳ですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますけれども、所得制限というのは上限があったというご質問ですよね。上限とかは、特にございません。所得に応じて保育料が決まっておりますので、制限というのはございません。

○議長（阿南誠蔵君） 16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 前は、保育所入所の要件として、保育に限ると、要するに家庭保育に限るとということで、例えば主婦がおったりすれば幼稚園とか、所得が一定以上の所得があれば、保育所に入所の限界があったというようなことを聞いたことがありますけど、そういう事は、今現在は無い訳ですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 保育に欠けるといのが、その親とかが就労で家庭的保育が出来ない場合に保育に欠けるとい認定の基、保育所に入る資格を有します。所得の制限はありません。

○議長（阿南誠蔵君） 16番、川端君。

3回目です。

○16番（川端忠義君） 例えば、家庭が主婦専業でお母さんがおられる場合は、保育所入所はどうか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問は、当然、家庭で保育ができるということになりますので、入所はお断りしております。

○議長（阿南誠蔵君） 12番、五嶋君。

○12番（五嶋義行君） はい。12番、五嶋です。

夜間保育についてお尋ねしたいのですが、これだと夜間保育も可能になるということですか。現在、夜間保育は行われておりますか。この2点。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問ですけれども、おそらく現在、阿蘇市内で夜間保育されているところはないと思います。ひょっとすると、個人的に友達の子どもを預かったりということはあるかとは思いますが、その夜間保育については、最初の家庭的保育の71条関係になりますけれども、そういう多様な需要が阿蘇市に仮にあったとしても、おそらく、そういう基準を満たすだとか、認可の要件もございますので該当するかどうかは出てきかないと分からない状況にあります。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、12番、五嶋君。

○12 番（五嶋義行君） それが今後は出来るようになる訳ですか。この国の基準で、就労はフルタイム全ての就労に対応するということですか。この件はどうですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） すみません、今からそれは、皆さんで議論すべきところになるかと思います。今その現状で、受け入れが出来るのであれば、こういった事業を取り組む必要は無いんですよ。先ほど言いましたけど、事業所内保育園については、現状受け入れる数がおつてですね、待機児童というふうにかウントが出来るので、今後それは当然、確認しなければならぬ事業所内保育というふうになるとは思うんですけども、夜間保育につきましては、現在のところ需要と言いますか、そういった数もあまりありませんので、出て来たら皆さんがどう判断されるかになるかだと思いますけども。

すみません、歯切れが悪いお答えなんですけど、ちょっと今お答えが出来ない状況です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 74 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 5、議案第 74 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第 74 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

43 ページから 48 ページになります。

まず、提案理由でございますけれども、本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）における児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があったため、本案を提出するものでございます。

お手元に配布の参考資料の最後のページになります、17 ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第 74 号関係の参考資料でございます。

この条例は、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育に関する設備（専用区画の面積等）及び運営（職員、開所時間等）に関して放課後児童健全育成事業を行う者が遵守しなければならない基準となるものでございます。

これにつきましても、国の従うべき基準、及び参酌すべき基準に基づいて、条例案のほうを作成しているものでございます。

まず支援の対象、第5条でございますけれども、放課後、すみません。児童が事業になっております、申し訳ございません。訂正をお願いをしたいと思います。放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものでございます。

これまで原則3年生までの学童保育でございましたけれども、こちらの方を拡大を致しまして、小学校6年生までこの放課後の学童保育が利用出来るようになるものでございます。

それと第7条、第10条等では、従事する者、職員等についての規程を定めているものでございます。それと指導員数、これにつきましては、1クラスにつき職員を2人以上配置し、うち1人は有資格者とするということになっております。

第10条で、同じく児童の集団の規模、これを定めるものでございます。1クラスの規模は、概ね40人以下とするということで、40人以下での1クラス編成を基本とするところがございます。児童数は毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉えてという基準になっております。

施設・設備につきましては、専有区画（遊び、生活、静養の場）を設ける。専有区画の面積は、児童1人当たり概ね1.65㎡以上というかたちで、施設・設備の基準が定められるものでございます。

第18条では、開所時間、1日3時間以上、休日は8時間以上を原則とすると定めるものでございます。また同じく18条で、開所日数、年間に250日以上を原則とするという規程を定めるものでございます。

その他、非常災害対策、虐待等の禁止、衛生管理、秘密の保持等に関する事、保護者、小学校等との連携等、事故発生時の対応等、それぞれその他の基準として定めるものでございます。

現在あります放課後児童クラブの対象児童が、小学校の全児童、1年生から6年生までに対象が拡大されて、勤労世帯の子どもさん方を、家に帰っても誰も居ない子どもたちを学童保育で預かるということでございます。

宜しくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） これは、新しく条例の制定ということになっていますが、今までは阿蘇市において学童保育は8つくらいあったと思いますが、そういう規定等が無かったのか有ったのか。有ったとすれば、新しい条例の制定との整合性はどうかということですね。

確か、学童保育の指導者についての助成が、これには組み込まれていたと思いますが、その辺は、この説明書にも書いてありませんがどうなっていますか。

それと40名という、阿蘇市の場合、統合が進んでこれからかなりの児童数も増えて、1学級が40名という定員というのは、多すぎるのではないかと思います。その辺はどうか。

それと、施設等について基準が設けられていますが、これをクリアするような設備等は必

要ではないのか、いくつかしましたけどお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） はい、現在の放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブという言い方をしておりますが、これにつきましての設置基準等の条例はございません。

現在、福祉の方で年間、25年度の決算で1,456万9,000円ほど支出をしております。

これにつきましては、現在、5つの小学校で学童クラブがございます。宮地がどろんこクラブ、それに古城がまどか、それと阿蘇小学校関係が碧水げんきっこ、それと阿蘇西あいともクラブ、内牧のスマイルキッズということで、5つの放課後児童クラブの方が運営をされております。これをきちっとしたかたちで、今回の子ども・子育て支援関連法案の改正によりまして、こちらの方も基準を定めなさいということで、今回、法律の方が改正を制定されましたので、それに伴いまして、阿蘇市においても条例を国の基準に基づいて整備をするものでございます。

それと、1クラスの定員40名というのは、学校のクラブの規模によって、希望する児童の数によって変わってくると思いますけれども、100人いる場合は、最低3クラスを設けなさいというかたちになります。40人未満であれば、1クラスで一緒に全部出来るというかたちで捉えていただければと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 他にありませんか。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） これでですね、27年4月から始まる制度で、まだ国の方もこれの保育料の基準あたりもまだ、現在、少しずつ資料が流れてきている段階でございます。

ただ、この公定価格と言いますけれども、保育料プラス措置費を合わせたものを公定価格と申しまして、この公定価格の基準、国の示す基準が少しずつ流れてきている状況でございますので、まだ確定的な段階ではございません。保育料に伴います保護者の負担も、まだ具体的には決まっております。今後、国から流れてきます資料に基づいて、いろいろ決定していくものがございます。

それと現在、条例はございませんけれども、放課後児童健全育成事業実施要綱というかたちで、阿蘇市の例規には定めているものでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

5番、阿南君。

○5番（阿南善範君） 学童保育については、非常に大事なことだと思いますけれども、これまでも事例はずっとあってきて、これからまた変わっていく訳ですけども、先ほど部長のお話の中に、有資格者が1クラスに2人ほどということでありましたけれども、有資格者の基準というのはどういうものでしょう。

○議長（阿南誠蔵君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） 具体的には、議案集の45ページの第10条の3。放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないということで、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格と有する

者、学校教育法の規定により高等学校、若しくは中等教育学校を卒業した者、色々ここに資格者の基準を定めているところでございます。

第30条の3項の1号から9号まで、定めているものでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他に。

はい、5番、阿南君。

○5番（阿南善範君） はい、ありがとうございます。

多分に、放課後の指導といいますと、地域の伝統芸能とかそういったことも色々含まれてくると思いますが、そういった伝統芸能の保持者とか、そういったことも中にはあるんじゃないでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） これに携わる人が、全員有資格者ということではございませんので、最低1人の方が1クラスに1人、この条例で定める資格を持った人が必ずいると、後はその補助者というようなかたちになりますので、伝統芸能の継承等であつたりについては、地域の方々が指導者になられるかと思はれますけども、そういう方々につきましても、補助者というようなかたちでの対応で出来ると思っております。

この資格につきましても、毎日、放課後クラブに従事する人の資格ですね。不定期的に、週1回とか、月1回とかそういう分での規定ではございませんので、毎日、子どもの保育というか、放課後クラブでの活動にあたる人の資格でございますので、宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

16番、川端君。

3回目です。

○16番（川端忠義君） さっき40人にこだわりますが、その説明書の4段目に児童集団の規模としてから、これは、要するに参酌すべき基準でしょ。地方自治体で決めることが出来るでしょ。それをこの条例では、国の条例に従ったというように理解していいでしょ。

そうならば、今後6年生までということで、4年生以上はかなりクラブ活動に参加して児童保育に行かないものもおおと思いますけど、例えば、統合一の宮小学校というのが出来れば、かなり3年生までみても100人近くおるといような場合、例えば30数名というような時、1クラスは複数ですか、指導者は。それにしても、やっぱり小学校の低学年でさえ、今1年生、2年生までなつたですかね、35人学級というところで。小学校の学級数より多いということになりますので、この点は、参酌と従う必要ないということでありまして、是非、これは要望になりますが検討いただきたいと思はれます。

以上です。

そのように理解していいですか。

○議長（阿南誠蔵君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） はい、ただ今の川端議員のご意見、ご要望というかたちでございませうけれども、これにつきましても、子ども・子育て会議の中で、国の基準に従うべきところは従う、参酌すべきところは参酌というかたちで、一応、全文で国の示したかたちで作

らせていただいております。

この支援の単位ごと、クラスごとに2人の支援員が必要になって参りますので、あまり少なくすると支援員の数、これに協力していただける運営主体も、非常に人員確保等に困難をきたす場合等もございますので、国の示す基準40人以下というかたちにさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい、ないようですので、10分間程度、暫時休憩を致します。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

日程第6 議案第75号 阿蘇市景観条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第75号「阿蘇市景観条例の制定について」を議題と致します。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、議案第75号「阿蘇市景観条例の制定について」を説明致します。

議案集の49ページから56ページになります。

56ページの提案理由でございます。

本件は、阿蘇市の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的として、本条例を制定するものでございます。

49ページから説明致しますけれども、まず現在、阿蘇郡市7市町村においては、世界文化遺産の登録を目指しておりまして、その一環として、景観行政団体となるためには、この条例が必要となってくるということは、この間の全員協議会においても申し上げたとおりでございます。

それでは、49ページでございます。

阿蘇市景観条例は、第1章から第10章、全21条から成り立っております。

第1章、総則ですけれども、第1条の目的では、阿蘇市の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とするという、提案理由で示しました旨を示してございます。

第2条、定義については、第1項から第6項までありますが、特に第6項、50ページでございますけれども、大規模行為について具体的に示してございます。

第3条から第5条に関しましては、50ページから51ページにありますけども、市の責務、市民の責務、事業者の責務についてそれぞれ定めてございます。

第6条、51ページでございます。国等に対する協力要請では、市長は必要があると認めるときは、国、地方公共団体、またはこれらが設立した団体に対して、景観形成について協力を要請するものとするとしております。

次に、51ページの中ほどの第2章、第7条で景観計画を定めております。

第3章の行為の規則等ですけども、第8条では、第1項から第14項にて、法に基づく届出行為等を示しております。

次に、53ページ、第4章、公共事業等における景観形成では、第12条で公共事業等景観形成指針、第13条で公共事業等景観形成指針の遵守等を定めております。

次に、第5章でございます。特定事業者との景観形成協定では、第14条で特定事業者との景観形成協定を締結することが出来ると定めております。

次に、54ページの第6章では、援助等を定めております。

それから、第7章では、市民の景観形成活動を定めております。

それから、55ページ、第8章では、第19条で阿蘇市景観審議会の設置、及び権限が示されております。

その他、第9章、雑則。

第10章、罰則を定め、附則として、1.この条例は、平成26年12月1日から施行するとしています。2.阿蘇市景観保全及び開発に関する条例は、廃止するとしております。

その他、経過措置を3から5に示しております。

以上、簡単にご説明致しましたけども、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、藏原君。

○18番（藏原博敏君） 先日の全員協議会に欠席しましたので、ひよっとすると私の聞きもれかもしれませんけども、この4条、5条、6条を拝見しますと、全てが51ページ、努めるものとする、協力するよう努めるものとする、全部そうなっているんですね。

これは条例が確定したあとも、拘束力はないんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） はい、ただ今のご質問でございます。

あくまでも、景観法に基づくかたちでの本条例となっております。

現在の熊本県の条例を権限委譲で踏襲するようなかたちで、内容的には書いておるところでございます。このあたりにつきましても、現在、県がやっております努力規定ということで規定されておりますので、本条例につきましても、あくまでも努力規定ということで法的拘束力というのはございません。

○議長（阿南誠蔵君） はい、18番、藏原君。

○18番（藏原博敏君） 大変申し訳ありませんでした。私の所感ですので、失礼致しました。

委員会の方でお尋ねしていきたいと思います。

申し訳ありませんでした。

○議長（阿南誠蔵君） 1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 景観条例なんですけども、ただ県の内容をそのまま移管してやるのではなくて、阿蘇市にあったかたちでもうちょっと深めたらどうかと思います。

観光的要素を入れるとか、具体的には、阿蘇駅前で見板が設置されるということが2年くらい前にありました。その時に、県の景観条例では、それを規制することが出来なかったし、撤去する権限もありませんでした。

当然、これは住環境課の方で、どう工事関係とかも含めた内容ではありますが、観光的観点から、阿蘇駅から降りて、あそこの前は、降りてすぐ五岳が見えるというところで、家もこわして、わざわざ公園まで作ったのに、そこに看板を大きなのを作られたら、観光的に景観的に良くないにも拘らず、おそらくこの条例では、それは規制出来ないと思います。

そういった意味で、もう一步踏み込んで、先ほど蔵原議員から努力ばかりの規定だというご意見もありましたが、罰則規定にしても、もう一つ努力義務ではなくて、届出制ではなくて許可制とか、そういったかたちで踏み込んで、観光客が見て景観的に良いところも保全する、ジオパークの関係もありますので、そういったことを含めて、もう一步踏み込めないかということをお考えの思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） はい、ご質問にお答えいたします。

ただ今、言われました、確かに県の条例を踏襲しておりますが、阿蘇市の独自性という意味では、この条例の中で、第2条、第6項の6号、キャンプ場、運動公園、広場、その他これらに類する空間利用施設というのは、阿蘇市独自で入れております。

それと、第8条の第1項、第4号、第5号につきましても、森林における建設物の建築、あと分譲賃貸を目的とするものの届出とかは、阿蘇市独自でこれは入れております。

乱開発とか、そういうものを防ぐという意味で入れているところです。

ご質問にありました看板につきましては、本条例はあくまでも景観に基づくかたちでの、法に基づく届出になっております。屋外広告物につきましては、県の方で屋外広告物の設置に関する条例を作っております、それでは、禁止区域への許可とか、きちんと謳いこんでありますので、そちらの方でカバーできるんじゃないかと思っております。

うちとしては、そこまでの権限は今回ございません。

○議長（阿南誠蔵君） 1番、神崎君。

○1番（谷崎利浩君） 看板の禁止区域は、確か20mで57号線から見える範囲ということだったと思いますので、阿蘇駅とか景観の良い場所とか、そういった所にはかからないと思いますので、そこら辺りは注意して見ていただきたいと思います。

あと、審議会のメンバーはどういった方を選ばれる予定でしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） はい、こちら審議会につきましては、設置規則を設けるよう

になってございます。この条例に関する施行規則と併せまして、審議会設置規則というのを、今後、この条例の設立後するようになっておりますので、まだ具体的なメンバーについての人選は行っておりませんが、他の審議会にも入っていただいております、住民の代表、それと議会の代表、あと学識経験者というようなメンバーになるかとは思いますが。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

17番、高宮君。

○17番（高宮今朝秀君） はい、この条例に関することですが、以前、質問がありました阿蘇地域医療センター、中央病院の看板等が目立たないとか、おとなしすぎるとかというようなことがありましたけども、そうした配慮のもとで阿蘇医療センターの看板が出来ていると思いましたが、今のこの条例の論議されておりますけども、薬局の看板が、ピンクの看板が立っておるようでございますけれども、阿蘇医療センターの病院の看板に比べると目立ち過ぎやしないかなと感じがしますけども、その辺が条例が制定されていなければどうにもならないと思っておりますけども、その辺の解釈はいかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） はい、ご質問のありました阿蘇医療センターの看板につきましては、環境省の指導によりまして、高い位置への掲出が出来なかったというふうには聞き及んでいるところです。薬局の看板につきましては、ちょっと私どもも経緯がはっきり分からないんですけれども、今回、この関係である程度の規模以上については、私どもに届出があるようになりますが、どこまで具体的に指導が出来るのか、強制力があるのかというのは、まだ未知数でございます。ある程度、指導基準あたりを定めながら、半分はご協力をお願いというかたちになるかもしれませんけど、その辺りは、きちんとやっていきたいというふうに思います。

○議長（阿南誠蔵君） 17番、高宮君。

○17番（高宮今朝秀君） はい、答弁いただきましたけども、先ほどの質問されました努めるようにする、努めることとするというようなことで拘束力がないような話でありましたけども、やっぱりこの阿蘇市の景観を考えた場合、話が飛びますけども、京都市内では、非常に看板の整理が出来たというようなことを報道されておりました。

阿蘇市もそういった意味では、せつかく景観の条例を作られるならば、将来は整備されるように考えられたらいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） はい、ご質問にありますように、屋外広告物については、非常に賛否両論いろいろ出てきているところでございます。

今回の条例にも、屋外広告物、大規模なものについては謳いこみがしてありますが、色彩、ある程度小さい物でありますとか、そういう部分になりますと、屋外広告物は県の所管にもなりますので、その辺りは、県の方ともいろいろと相談しながら、なるだけ予防が出来るようなかたちに努めて参りたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 76 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 7、議案第 76 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

総務部、財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お疲れ様です。

ただ今議題とさせていただきます、別冊 1 になります。

議案第 76 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」ご説明を致します。

1 ページをお願い致します。

大変申し訳ございませんが、一部訂正をお願い致します。中段の継続費の補正というところがございます。その中で、「第 2 条、継続費の補正は、」となっておりますのを、「継続費の変更は、」に訂正方お願い致します。申し訳ございません。

第 1 条になりますが、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6 億 5,344 万 9,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 170 億 8,125 万 2,000 円と致しております。

5 ページをお願い致します。

第 2 表の継続費補正でございます。

今回、平成 26 年度の事業費、及び平成 27 年度の事業費を変更が生じたので、それぞれ増額と致しております。詳細につきましては、歳出の欄でご説明致します。

9 ページをお願い致します。

歳入になります。

9 ページの款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、節 1 地方交付税につきましては、普通交付税が 7 月下旬に確定致しましたので、その差額 5 億 3,608 万 6,000 円を増額して計上致しております。

10 ページをお願い致します。

中段になりますが、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費補助金のがんばる地域交付金につきましては、今回、追加交付がありましたので 353 万 4,000 円を増額致しまして、1,741 万 4,000 円と致しております。主に道路の維持、改修の財源として充当する予定でございます。

11 ページをお願い致します。

11 ページの一番下の段になります。款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費県補助金でございますが、その中の熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業補助金 675 万円につきましては、一の宮の統合小学校関係整備の部室建築で補助対象となりましたので、今回、新たに計上致しております。

12 ページをお願い致します。

12 ページの下段でございます。まず款 18 繰入金です。項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、それとその下の目 2 減債基金繰入金。財源の確保ができましたので、今回、全て取崩しなしというかたちで減額補正を行っております。

一番下の款 19 繰越金につきましては、平成 25 年度の決算に伴い、純繰越金額が確定致しましたので、今回 4 億 1,560 万 1,000 円を増額計上致しております。

次に歳出でございます。

16 ページをお願い致します。

16 ページの一番下の段になります。今回、新たに款 2 総務費、項 4 選挙費、目 4 市議会議員選挙費につきましては、その執行経費を 1,848 万 3,000 円計上致しております。

19 ページをお願い致します。

19 ページの一番上の段になります。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 14 消費生活センター運営費の節 15 工事請負費についてでございますが、これにつきましては、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されることによりまして、自立相談支援事業を行うことが義務付けられます。つきましては、現在あります消費生活支援センターと一体的に実施することによりまして、ワンストップで生活全般にわたる包括的な支援や相談、そして助言を行う、これはまだ仮称でございますが、阿蘇市生活支援センターを開設するために、現施設を増改築するものでございます。

次に款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 3 児童運営費の節 19 負担金補助及び交付金のところをご覧ください。その中で、幼稚園預かり保育改修事業補助金 1,649 万 9,000 円につきましては、阿蘇ひかり幼稚園が、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することでございます。

なお、補正額の補助金 1,649 万 9,000 円のうち、1,466 万 6,000 円は熊本県からの補助というかたちになります。

20 ページをお願い致します。

一番下になりますが、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費のうち、節 13 委託料の中の成人用肺炎球菌接種委託料 1,126 万 5,000 円につきましては、予防接種法の一部改正によりまして、この部分が定期接種に追加されたことによるものでございます。

なお、約 9 割程度は、普通交付税措置がございました。

21 ページをお願い致します。

21 ページの下段になりますが、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費のうち、節 15 工事請負費の阿蘇広域農道舗装工事（1 期工事未整備箇所）2,000 万円の部分についてでございますが、この部分につきましては、内牧停車場線から赤水にかけての第 1 期事業において用地交渉の関係等で未整備部分がございます。この未整備部分の道路の損傷が非常に激しいということで、通行に支障をきたしておりますので、舗装工事を行うものでございます。

なお、2,000 万円のうち、財源と致しまして、1,900 万円を合併特例債を充当する予定と致しております。

22 ページの一番下をお願い致します。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費のうち、節 8 報償費で有害鳥獣捕獲補償金につきまして、今回、補正をさせていただいております。この部分につきましては、件数の増加、それと単価の引き上げによりまして 417 万 9,000 円を増額しております。

なお、そのうち 234 万 4,000 円につきましては、県からの補助金となります。

23 ページをお願い致します。

23 ページの一番下段になります。款 6 商工費、項 1 商工費です。その中の目 9 地域振興対策費の節 15 工事請負費につきまして、エコツーリズムセンター（仮称）でございますが、整備工事につきまして、資材単価の増加、またサイン関連事業によりまして 1,800 万円を今回、追加増額しております。

25 ページをお願い致します。

款 7 土木費、項 3 河川費です。その中の目 1 河川事業費の節 15 工事請負費についてご説明致します。管理河川の掘削等の費用を 2,000 万円、今回増額致しております。また、改修工事を 1,200 万円増額しております。

なお、改修工事分につきましては、合併特例債を充当致します。

同じページの款 8 消防費でございます。項 1 消防費、目 2 消防施設費、節 19 負担金補助及び交付金の欄でございますが、この部分につきましては、第 5 分団 2 部 1 班、中通の消防格納庫の老朽化に伴い、移設の上、新築整備を行うため、補助金を計上致しております。

次に 26 ページをお願い致します。

26 ページの款 9 教育費、項 2 小学校費、目 3 小学校建設費でございます。今回、節 15 工事請負費と節 17 公有財産購入費を増額補正させていただいております。これにつきましては、一の宮中校区統合小学校の関連工事の規模と内容、それと物価スライドへの対応、そしてまた現在行っておりますが、地域保護者、それと警察等の要望、それと指摘、そういうものを取り入れたことによりまして、先ほどご説明致しました、第 2 表の継続費補正のように、今年度と来年度の事業費について増額するものでございます。

なお、財源につきましては、補正増額分につきましては、県補助金と合併特例債を充当するように致しております。

28 ページをお願い致します。

款 10 災害復旧費、項 2 農林水産業施設災害復旧費でございます。その内、目 2 農業用施設災害復旧費、節 19 負担金補助及び交付金の地域密着型農業基盤整備事業負担金 1,500 万円につきましては、基盤整備前に河川の氾濫や山腹崩壊等によりまして、石礫が大変混入しております。その影響で作付け等に支障が出ておることから、石礫の撤去、また表土搬入を行うものでございます。

なお、県のほうが事業主体となりますので、市が負担割合の 5 割分を負担するものでございます。

以上、議案第 76 号、阿蘇市一般会計補正予算につきまして、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15 番、井出君。

○15 番（井手明廣君） 1 点だけご質問を致します。

26 ページの小学校建設費の中で、公有財産購入費の用地購入費の 2,680 万円。これは、どこを買われるわけですか。お願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい、ただ今ご質問いただきました、公有財産購入費の一の宮中校区統合小学校の用地購入費の場所ですけれども、警察とも交差点協議をやってきましたけれども、やはりスクールバス等の対応が必要になってくるということで、大型車両を敷地内に入れるよりも、玄関の前の右側の田んぼと畑地がございましてけれども、そこにスクールバスの車庫、或いは駐車場も含めて用地を確保しながらほう、校舎内には出来るだけ大型バスを入れないようなかたちを取り組んでいきたいということで、今回、小学校の用地購入費をあげているところでございます。

宜しくご審議方お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 15 番、井出君。

○15 番（井手明廣君） はい、分かりました。

大体、面積はどれだけでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい、面積につきましては、総面積が 2,178 ㎡、二反二畝ぐらいになるかと思えます。一応、不動産鑑定を入れて単価を出しておりますので、割戻しは割っていただくと単価が出るかと思えますので、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

1 番、谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 1 番、谷崎です。

まず、21 ページの工事請負費の補正については、停車場線から赤水までと分かりましたが、22 ページの第 2 期工事ですが、第 1 期がどこからどこまで、第 2 期がどこからどこまでかのご説明お願い致します

10 ページですが、商工費国庫補助金で官民連携による地域活性化のための基盤整備のための調査補助金ですけど、これは大体、何を調査するための補助金なのか、ご説明お願いします。

あと、その上のがんばる地域交付金ですけども、がんばる地域交付金と名前がついているから、やっぱりこの交付金を受けて、市民ががんばるぞという気持ちになるような使い道はないのか、その 3 点をお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、質問にお答えします。

広域農道につきましては、先ほど、谷崎市議が言われましたように、1 期工事につきまし

ては、簡易阿蘇線から内牧停車場線を1期として、平成19年から23年度まで行いました。

2期につきましては、平成24年から28年という計画で、まず内牧停車場線から国道212号線まで、それから阿蘇一の宮線から市道山田竹原線まで、県道菊池赤水から簡易阿蘇線までということで、一応、延長4,332mということで、1期、2期に分けて工事をしております。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 観光まちづくり課でございます。

先ほどの件につきましては、あの場所でございますが、道の駅としての評価が高いということと、昨今、数多く出ております災害についての防災拠点としての役割を再度、検証したいということで、補助金というか予算を計上させていただいております。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） がんばる交付金につきましては、基本的には消費税増税のための景気の下支えというかたちでございますが、基本的にはハード事業のメニューでございます。名前につきましては、平成21年から国の補助金に色々な交付金が発表されております。同じ名前になってはいけませんので、元気交付金につきましても同じですけども、国の方でそういうふうにな名前をつけたというかたちでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 広域農道の工事ですが、赤水から先はどうなってるんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） あくまでも、広域農道の事業は、簡易阿蘇線の交差点から先の菊池赤水線までの計画となっておりますので、先はうちの事業では計画はありません。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 16番、川端です。

18ページ、下から2番目。老人ホーム上寿園費で、移管先法人選定委員会費が計上されていきますけど、今、阿蘇市のホームページで公募が行われていて、今月8日までだったかと思いますが、応募状況が分かればお知らせいただきたいと思っております。

第2点は、20ページの一番下になりますが、成人用肺炎球菌接種委託料と、これは新たに出されたのか、対象者はどういう年齢層か、その人数はどうなっているか。それから、自己負担はどの程度か。

その2点についてお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今の1点目のご質問でございますが、18ページの老人ホーム上寿園の現在の応募状況でございます。

阿蘇市のホームページ上で8月7日から9月5日までの期間ということで、トータル3回目の公募を現在行っているところでございます。2社ほど問い合わせがございましたが、今のところ正式な応募はありません。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 20 ページの成人用肺炎球菌接種委託料について、ご説明申し上げます。

この予防接種は、先ほど財政課長の方から説明がありましたとおり、10月1日施行で定期接種になることが決まりました。

主な内容ですが、成人用肺炎球菌ワクチンは、肺炎の全てを予防するワクチンではございません。しかし、接種することによって、重症化予防などの効果が大変期待できると言われております。

対象者と致しましては、原則65歳の方となりますが、本年度から平成30年度までの5年間は、70歳、75歳と5歳きざみで100歳の方まで範囲が広く設定をされております。

定期接種の接種機会は、生涯を通じて1回のみとなりますので、この5年間の間に65歳以上の高齢者の方々に広く接種をしていただき、本市の高齢者の肺炎による重篤化や死亡を防ぎたいと考えております。

また事業費の内容と致しましては、接種費用は8,300円として今回計上しております。自己負担は、2,000円を予定しております。

また、今回の接種の対象の人数ですが、季節型のインフルエンザと同様に、同じ時期に右、左というように接種することが可能となっておりますので、対象年齢の方たちでインフルエンザを毎年接種される方たちを基本と致しまして、対象者の人数を1,788名で今回予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 7番、河崎ですけれども、今、山口課長がお答えになった上寿園のことですけれども、私が間違えがあるとすれば指摘してもらいたいですけれども、以前2社ほど説明会に来られたということで、今はまだ応募の期間中でございますけれども、一番の原因は、建設費が1億2,000万円だと聞いておりますけれども、それが正しいんですかね。

もしやっぱり応募の手が挙がらないのは、そういう建設費の補助金の問題ではなからうかと。そういうふうになった場合に、やっぱり補助金の額はどうしようもない訳ですかね。いくらかは知りませんが、それが原因とすれば、どのような対処が望ましいのですか。現在の段階では、まだ応募中ですが、お答えが出来るならお答えしていただきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 補助金の額でございますが、この補助要綱というのは、熊本県が定めているものでございます。補助金額につきましては、今のところ、大方の目安ということで示されているんですが、1床あたり240万円です。ですので、阿蘇上寿園の場合、50の定員でございますので、総額の補助金は1億2,000万円ということになります。

その多かったと言ったのが、要はその毎年熊本県が、そういった高齢者の関係の福祉施設の建設について、応募を補助要綱の申請をもらうんですよね。それで審査会をふまえて、こ

の施設については補助を決定するというやり方をするものですから、上限が 240 万円というふうに考えてもらおうと思います。

○議長（阿南誠蔵君） はい、河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 以前、議会でも言ったと思いますけれども、上寿園は、今、休止状態になって他の施設に行かれてる訳ですね。その方に、私は、去年も今年も面会に行きましたところ、去年は、「阿蘇で死にたい」と、「地元、阿蘇市で死にたい」という要望ですよ。今年行ったら「生きとるうちに作ってくれ」と、そういう言葉を聞きました。

そういう他所の地域に入所される方は、本当に切実な思いがあると思います。そういう人達の思いを汲んで、出来るだけ早い機会に着工できるように、宜しく願いを申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） ほかにございませんか。

3 番、菅君。

○3 番（菅 敏徳君） 3 番議員、菅でございます。

23 ページの地域振興対策費、節の委託料、阿蘇駅周辺広域拠点基盤整備推進調査業務委託料とありますが、これはどう言った基盤整備推進調査をするのかを第 1 点として、25 ページの消防費、消防施設整備補助金として 225 万円、第 5 分団の先ほど説明がありましたが、補助金の基準ですね、上限とかどういったふうに 225 万円が算定されたのか、2 点を質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） はい、23 ページの方でございますが、これは先ほど歳入のところでも申し上げました、官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費の補助が、こちらの 23 ページの阿蘇駅周辺広域拠点基盤整備推進調査業務委託料になってる訳でございます。先ほどご説明しましたとおり、道の駅としての人の入込みが非常に高くなっている、それと評価が高くなっている面と、それと安全面として、昨今、多く発生しております災害等の拠点施設として、どのようにできるかというものを調査、国交省と一緒に調べて調査するものでございます。

○議長（阿南誠蔵君） はい、総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今、25 ページ、消防施設整備補助金についてのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

この補助金につきましては、阿蘇市消防施設整備費補助実施要綱というのが規定されておりますので、この要綱に基づきまして支出をするようにしております。この補助の中で、要綱の中に、まず消防詰所の補助が一つ、合わせまして、消防の格納庫の補助が二通りあります。

今回、補助金を交付するようになっておりますのが、格納庫に対するものになっております。地元、区の方からそういった補助金の申請があがってきましたので、事業計画の中身、言葉は悪いんですけども、贅沢普請じゃないか、そういった分については、建設課あたり、通常考えられる施設ということで、減額出来るものは減額し、補助金を交付したいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（阿南誠蔵君） はい、3番、菅君。

○3番（菅 敏徳君） この消防小屋の補助金については、分かりました。

阿蘇駅周辺の広域拠点の基盤整備のことであると1点、中身の確認ですが、6月に一般質問致しました北黒川市有地ですかね、あの調査もこの業務委託料に入っているかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 若干はなれておりまして、まず駅周辺、当然、国交省の部分で道の駅をやられておりますので、そこから中心になって、ちょっと広がりについては、その辺まで一体に見るかということは、今後、国交省と詰めていかなければならないと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他に。

はい、4番、市原君。

○4番（市原 正君） 4番、市原です。

1点だけ、21ページの農業振興費の中で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業費補助金ということで、トマト単棟ハウス施設導入というのがありますが、対象者何名で補助率はどれだけか、説明を求めます。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

21ページになります。これについては、例年、施設園芸に対する補助をしております。

今回は、トマトの部会のメンバーの方ということで、農家数が11名、それから受益面積が65a、事業費が全てで3,700万円程度になります。補助割合につきましては、県補助が3分の1、それから市が6分1ということで、合計2分の1の補助というふうになってます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

2番、園田君。

○2番（園田浩文君） 2番議員、園田です。

22ページの有害鳥獣捕獲報奨金が増額になっておりますけれども、現在、鉄砲を撃たれる方と、あと罠関係の許可を持つての方は、大体何名くらい阿蘇市でいらっしゃるんですか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） ちょっとその区別までは、持つておりませんが、今現在、有害鳥獣の組織は、手持ちにありませんけれども120数名だったというふうに解釈しております。

ほとんど銃の免許ということで、箱罠は数件ということで、最近、その免許の補助をしているものですから、箱罠の免許取りたいという方が少し増えているような状況です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

2番、園田君。

○2番（園田浩文君） これ単純な質問ですけども、捕ってきたイノシシですとか、あと鳥関係ですね、こういうやつは処分というのはどういうふうになってますか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 捕獲はこちらからお願いして、報奨金やる関係で、尻尾を切って確認のために持ってきていただきます。本体については、各自処分をするということに決めておりますが、多分、ご存じと思いますが、それぞれ捕獲された方が自己消費としてされる分もあるかと思いますが、基本的には各自で処分していただくと。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

20 番、田中君

○20 番（田中則次君） 2 点ほどお伺いします。

21 ページの 1 期工事未整備区間ということでございますが、これは当然、県が 1 期工事の完了ということで市に移管するというところでございましょうけど、この件について県もあまり、私も市民として、また市の議会としては、県にもう少し負担金でも払ってもらおうような方向性を取らないと、これはもう、うちがしそこのたけん、もうあなた達が面倒みないはないんとかいうような話は、ちょっとおかしいのじゃなかろうかというように思いますけど、市の姿勢としては、その辺は県に対しての要望的なものはどうなっておりますか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい。今、ご指摘がございましたが、基本的には 1 期工事はもうすでに終わったということで、努力しましたけども、余名の方が同意を得られないということで、県の方ではもう 2 期に移りましたものですから、1 期の部分については、あとは工事はどうしても市町村でやってくださいということでなっております。

今回は、どうしても交通支障があるということですので、やはり安全対策として、今回あげさせてもらいました。

ただ、今回、予算の方にあげさせていただきました、22 ページの上から 2 番目に地域密着型ということで、これは何かと言いますと、既に 1 期工事をした部分で、今沈下してクラックが起きてる部分がございます。そういったところについては、1 期の部分ではございますが、どうしても原因的に県の工事の部分もありますので、その分については、やはり補助をいただきながらやっているということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 20 番、田中君。

○20 番（田中則次君） それと構造的なことになりますが、これは、2,000 万円ということで予算がしてありますけど、現況の中で県が農道の構造を造っておりますから、本体のですね、それに見合ったときに、今、未整備区間は 2,000 万円ですり足りますか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） これはあくまでも、今、合わせて大体 400m くらいになるかと思いますが、今の路盤のままで上に舗装をかけるという工事で見積もりを取っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 一応 3 回目ですから、この件ともう一つ一緒にお尋ねします。

今、課長の方から答弁いただきましたが、ご存知のように、あそこはとても悪い訳よね。路床からして。だから結局、その辺を具体的にしておかないと、また同じような経過になってくると思います。だから結局、今、言うようにオーバーレイを試してみたりという形のもの

だけでは、ここ何年かのうちにまた、あそこの路床の状況とか、現況の状況からすると、下がったり割れたりというようなものがありますので、基本的に今の構造、県がやっているような構造に見直しをしてやった方が、将来的にもお金がかからないのではなかろうかというように気持ちもします。その辺の検討もお願い出来ればというように思っております。

それともう一つ、小中学校統合の整備事業でございますが、1億3,500万円、1割以上の変更がございます。この件について物価スライドという話も出ました。どんなものが、物価スライドになるのか、当初設計が前年度の単価でしてあったのか、変更の工事がございましたら、その辺の説明をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 答弁は、どなたですか。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今の1期工事の方も既に終わっている部分で、やはりご存知のとおり、あの一帯、非常に軟弱な地盤ということで、今までも工事をして、またかなり下がっていたということで、舗装工事についても、まず仮舗装をして、ある程度、地盤が固まった状態で本工事をするというような工夫をしたところでございます。

ある程度、私達は、年数を置いて、地盤が固くなったという解釈のもとに、今回もオーバーレイでさせていただきましたので、今、現在の中で、これで対処したいというふうなことで進めております。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 現状、4ヶ所、今、未整備区間というところが残っておりますけれども、結果、完成しているわけではございません。本格的に工事が出来る段階で整備をしていきたいというふうに思っております。

今の段階では、再度、用地交渉を断続的に進めていって、本格的な改修が出来るような段階になったら、本格的に整備をするということで考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい。26ページの小学校の建設費の中の、今回の増減分についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

今回は、中心的是には、計画の内容変更を行っております。各小学校の保護者会、学校のPTA会との協議を行う中で、強い要望があっている部分の中で、一部計画を変更してきております。

主なものを申し上げますと、新しい統合校舎、体育館につきましては、今年から来年度にかけて工事を進めていくわけですが、校舎につきましては、統合しました阿蘇中学校と同じように、一部中庭ができます。こちらの中庭につきましては、当初は砂仕上げというふうに考えておりましたが、いろんな利活用を考えますと、補装、これもコンクリートではなくて、やはり転倒等の安全を考慮したゴムチップ補装を是非していただいて、利活用を増やしていきたいというような要望がございました。これを変更しているところと、それから体育館につきましては、隣接の一の宮中学校の体育館につきましては、2階席、アリーナ用

の観覧席がございません。これは、武道場を併設した関係で無くなった訳ですけれども、今回の統合小学校につきましては、やはり観覧ギャラリーを設置をしてほしいというようなこともございましたが、文科省の補助対象外でございますので、経費は上がるんですけれども、一般財源ということになります、こちらそういう要望があった関係で、一応変更しております。

それから、プールでございますが、当初コンクリート製のプールという素材を考えておりましたが、維持管理、それから後の耐久性を考えますと、やはりFRPの方がいいんじゃないかということで、少し高くなりますけれども、コスト的には安く済むということで、こちら一部それを変更をしております。

それから、今回、統合小学校のグラウンドにつきましては、中学校のグラウンドを使うということで、新しいグラウンド建設もこの小学校費の中に入るわけですけれども、隣接の中学校のグラウンドにつきましては、特に土地の特性から水はけを心配されております。かなり水が多いということで、水はけの対応のために、全面暗渠排水、それからグラウンドの表層の処理を少し強化をしていかなければならないということで、こちら改善する方法を設計に加えております。

その他、人が渡る人道橋が、当初1ヶ所ございましたけれども、かなり長い水路がありますので2ヶ所にするというので、1ヶ所増設をしております。

それと、部室関係の倉庫につきましては、当初、前年度する予定でございましたけれども、先ほどの歳入の方で財政課の方からご説明ありましたけれど、熊本県林業木材産業振興費の施設整備補助金がもらえるということで、昨年減額をしまして、今年にもってきたという部分もございます。

物価スライド分につきましては、当初、設計の中でもみておりましたけれども、想像以上に市場単価の増加がかなりあっております。これは、資材関係、人件費関係、3%ではなくて、やはりその素材によっては7%程度上がってる部分もございますので、資材、人件費いろんな部分にそういう部分も含めて、今回合わせての補正をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） お諮り致します。

午前中、若干過ぎておりますが、この一般会計補正予算については、午後からの審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） はい。それでは、午前中の審議はこれで終わります。

午後 00 時 07 分 休憩

午後 1 時 08 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） それでは、午後の会議を開きます。

平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について、質疑を午前中行っておりましたが、継続して質疑を始めます。

9 番、大倉君

○9 番（大倉幸也君） はい、9 番大倉です。

26 ページの、波野小のシロアリ駆除の業務委託が 450 万円あがっておりますけれども、大体、波野は寒いけんシロアリはおらんような雰囲気だけですけどね、被害がどのくらいの被害の状況とか、中学校とかも側にありますけれども、そういうところは大丈夫な訳ですかね。その辺をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい、ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

波野小学校のシロアリの関係ですけども、木材を充分に使った校舎造りをしております関係上、どうしてもシロアリに弱いということで、平成 11 年 4 月に完成しております。一部にですね、まず一番上の図書館の部分でシロアリが発見されたのですけれども、22 年頃に 1 度その部分を駆除しておりますが、どうしても以前より校舎内部にも拡大をしてきたということで、今回は校舎の全体を駆除していく予算を上げております。

温度は低い地域ではありますが、どうしてもシロアリ駆除につきましては、必要だということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

8 番、市原君。

○8 番（市原 新君） 8 番議員、市原でございます。

1 点だけですね、お尋ねしたいと思います。

22 ページ、林業振興費ですか。林業振興費の報償費で 417 万 9,000 円補正が組んでありますけれども、先程の説明によりますと、件数、或いは単価の引き上げというようなことで、補正が組まれているというようなことでございましたが、昨年の決算をみますと 380 万円程度だったと思います。今回は、今年は 832 万 8,000 円に上がっておりますので、その理由ですね、これを詳しくご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは有害鳥獣の関係をご説明します。

その前に、午前中、園田市議から言われたものに対して、ちょっとお答えをさせていただきます。

銃の許可だけを持っている方が 90 名、それから、罾の免許が 4 名です。それから、両方もおられる方が 27 名ということで、合計 121 名ということです。

以上、申し訳ありませんでした。

それでは有害鳥獣の今回、金額がかなり大きかったということですけど、当初予算でも言いましたとおり、今回、国の補助を受けて行うということで、これまで鹿であれば 8,000 円だったのが 1 万 6,000 円と、8,000 円の上乗せになります。それと、猪が 5,000 円が 1 万 3,000 円ということで、かなり上がったものですから、やはり皆様方もそういう魅力もあつてですね、かなり獲られるようになりました。

当初はですね、これまでと同様、鹿であれば 150 頭予算化しておったんですが、もう既に

消化をしてしまいました。そういうことで、頻繁に駆除していただいたということで、感謝はありますけれど、そういうことで予算が無いということで組ませていただきました。

それから、猪についても当初 150 組んでおりましたが、これも既に使ってしまったような状況でございますので、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

ただ、この補助につきましても、今の現在では 26 年度迄ということですので、国の方でまたそれが継続されれば、更に駆除していただけるものと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他に。

はい、5 番、阿南君。

○5 番（阿南善範君） はい、5 番、阿南です。

21 ページの最後のところに、年の神のトイレの解体工事というのが入ってますけれど、これは旧阿蘇町時代に造られた建物であって、水洗ではないんですけれど、そういったことで壊されるということでもありますけれども、これは別なところに移設の予定なのか、例えば今、建物はせっかく今あるからですね、これをただ水洗化すれば、同じぐらい、同じぐらいかわかりませんが、予算的にえらい変わらなくて出来るのではないかという思いがありますが、その辺を宜しく願います。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい、それでは、21 ページの年の神の解体です。

これは、地域の要望として上がりまして、今回予算を計上させていただきました。

平成 6 年に建てまして、それからもう 20 年を経過したということと、それと先程言われましてように、もう水洗でなく汲み取りなものですから、管理を上西黒川、元黒川、南黒川ということで 3 地区が毎年 1 年交代でずっとやっておりました。ところがもう、施設も古くなって、管理も非常に大変ということで、今回要望がありました。

それで、要は、崩したから今度は次という話が私たちも心配するところですが、地域の区長さんをはじめ、確認をしましたところ、もう今の段階では、崩した後の必要性はないというご意見でございましたので、それではということで解体をさせていただきましたので、今後、建てる計画は今のところございません。

○議長（阿南誠蔵君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 77 号 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 8、議案第 77 号「平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

経済部、観光まちづくり課長の説明を求めます。

観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼します。

それでは、別冊 2 をお願い致します。

平成 26 年の阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算書でございます。

今回の補正につきましては、第 2 号補正でございます。

内容と致しまして、歳入では前年の決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では委託料、及び予備費を増額しております。

それでは 4 ページをお願い致します。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございます。この分が補正額の 166 万 6,000 円が、先ほどの説明によるものでございまして、歳入合計が 1 億 616 万 9,000 円となっております。

次に、下の歳出でございますが、まず款 2 観光振興費、項 1 観光振興費、目 1 観光振興費の節 13 委託料に 70 万円。これは、スキー場跡にありました PCB の処理委託でございます。

あと、残りの分の 96 万 6,000 円につきましては、これを款 3 予備費に充てたということで、歳出総額も 1 億 616 万 9,000 円でございます。

説明は以上でございます。

ご審議、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 78 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 9、議案第 78 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

土木部、住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました、議案第 78 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

別冊 3 をお願い致します。

本補正は、第 2 号補正であります。

第 1 条としまして、歳入歳出補正予算を、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 672 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 7 億 3,439 万 9,000 円と定めております。

第 2 条、債務負担行為補正としまして、3 ページをお願い致します。

3 ページ、第 2 表の債務負担行為補正としまして、包括的民間委託に伴う阿蘇市浄化センター等維持管理業務委託料としまして、平成 27 年から 3 ヶ年間、平成 29 年度までを 2 億 3,200 万円限度額として計上させていただいております。

これは、阿蘇市浄化センターの管理を現在、平成 24 年から 26 年の 3 ヶ年間、包括的民間委託を行っておりまして、本年度で期限が切れますので、来年度以降について債務負担行為をあげさせていただいたものです。

今後、公募の手続きに入りまして、来年 4 月 1 日からの委託に備えるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算につきましては、項目別明細で説明申し上げます。

5 ページをお願い致します。

歳入につきましては、款 6 繰越金が平成 25 年度決算額の確定に伴いまして、672 万 2,000 円減額致しております。

続きまして、6 ページの歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 8 報償費を、受益者分担金及び負担金前納報奨金としまして 50 万円増額致しております。

続きまして、目 2 維持管理費としまして、4 月の異動に伴う人件費の補正と、節 13 委託料に、包括的民間委託契約履行確認業務委託としまして、これは発注が終わりましたので、入札残として 165 万円を減額致しております。

続きまして、7 ページでございます。

款 2 事業費としまして、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費、同じく人件費の補正を行ないますとともに、節 13 委託料の中で、登記委託料を 150 万円減額致しております。

続きまして、節 15 工事請負費につきましては、長寿命化工事の管渠分を処理場改築工事費等 2,000 万円組み替えております。それと、管渠工事の単独工事分を 137 万 4,000 円減額致しました。

8 ページの款 3 公債費、項 1 公債費、目 2 利子につきましては、利子額の確定によりまして、91 万 5,000 円減額するとともに財源調整を行っているところです。

以上、ご審議方宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 79 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 10、議案第 79 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

市民部、ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 79 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

予算書は別冊 4 でございます。

1 ページをお願い致します。

今回の補正は、第 3 号でございます。

第 1 条にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,100 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 42 億 1,771 万 5,000 円と定めております。

歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをお願い致します。

まず、歳入でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金、一番上でございますが、こちらにつきましては、節 1 現年度分と致しまして、交付額の通知がございましたので、その交付額に合わせて 9,528 万 9,000 円を減額としております。内訳は説明にあるとおりでございます。

その下、款 6 前期高齢者交付金でございます。項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金、これは前期高齢者 65 歳以上 75 歳未満の方の医療費にあたる分でございますが、各保険者間の不均衡を調整するものでございます。こちらにつきましても、節 1 現年度分として、社会保険診療報酬支払基金より、交付額の決定通知がございましたので、今回、当初予算より 7,072 万 3,000 円を減額としております。

4 ページの一番下でございます。

款 11 繰越金。こちらにつきましては、今回、2 億 2,705 万円を増額としておりますが、こちらは平成 25 年度国保特別会計の決算額の確定に伴って、繰越金として増額をしたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

6 ページをお願い致します。

一番上段、款 3 後期高齢者支援金等、項 1 後期高齢者支援金等、目 1 後期高齢者支援金。こちらにつきましても、支払基金からの決定額の通知によりまして、今回 2,727 万 8,000 円を減額としております。

6 ページの一番下でございます。

款 6 介護納付金、項 1 介護納付金、目 1 介護納付金。こちらにつきましても、支払基金からの決定額通知によりまして、今回、決定額どおり 1,322 万 1,000 円を減額としております。

7 ページでございます。

一番上段の款 10 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金でございますが、こちらにつきましては、説明のところに内訳が書いてありますとおり、国・県、それから支払基金等に対しまして、平成 25 年度の実績に伴い、交付額に超過する分がありましたので、今回 8,031 万 5,000 円を増額として、それぞれに過年度分の返還金として計上してしております。

一番下の款 11 予備費でございます。予備費につきましては、平成 25 年度の国保会計決算に伴う財政調整分と致しまして、今回 2,089 万円を増額としております。

国保特別会計は、以上でございます。

ご審議の程、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 80 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 11、議案第 80 号「平成 26 年度阿蘇市介護保健事業特別会計補正予算について」議題と致します。

市民部、ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 80 号「平成 26 年度阿蘇市介護保健事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

予算書は別冊 5 になります。

1 ページをお願い致します。

今回の補正は、第 2 号でございます。

第 1 条にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,066 万 8,000 円を追加致しまして、歳入歳出それぞれ 31 億 2,510 万 3,000 円と定めたものでございます。

第 2 条にあります債務負担行為補正につきましては、今回追加として上げております。

内容につきましては、4 ページをお願い致します。

第 2 表、債務負担行為補正、今回追加として上げておりますのは、地域包括支援センター運営業務委託料のうち、一般会計に計上していたものを、今回、平成 27 年度分と致しまして 134 万 9,000 円、特別会計に計上して追加としたものでございます。

こちらの主な内容と致しましては、地域包括支援センターに業務委託しております事業の中の一つで、市町村認知症施策総合推進事業でございます。このうち、これまでは国庫補助として一般会計で計上しておりましたが、平成 26 年度からは地域支援事業として、介護保険の特別会計で計上することとなりました。その際、人件費相当分だけが対象となるとの県からの説明でございましたが、実際は事務費の分を含めて全て特別会計で地域支援事業として実施するということが今回確認できましたので、平成 27 年度の分につきまして、一般会計として計上しておりましたこの金額を、特別会計分としてに追加で計上したものでございます。その結果、委託料につきまして総額の変更はございません。

続きまして、歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお願い致します。

まず、歳入でございます。

下から 2 段目でございますが、款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金。こちらにつきまして、介護保険の基金の方に積立しておりますもののうち、今回 3,747 万 9,000 円を介護保険の特別会計に繰り入れるものでございます。

この内容につきましては、歳出のところでもまた、改めてご説明をさせていただきます。

その下の款 9 繰越金でございます。こちらにつきましては、平成 25 年度介護保険事業の決算額に伴う繰越金として、今回 235 万 2,000 円を増額をしております。

歳出でございます。

7 ページをお願い致します。

真ん中の款 5 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 2 任意事業でござい

ます。こちらにつきましては、先ほど債務負担行為の追加でご説明しました、地域包括支援センターの運営業務委託料のうち、一般会計から特別会計へ移行した現年度分の134万9,000円の増額でございます。

その下、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金でございますが、これが先ほど、基金から特別会計に今回繰入れしましたものの内訳でございます。平成25年度の介護保険の決算額確定に伴いまして、説明のところにありますとおり、25年度分として、国・県、支払基金等から交付を受けた分に超過額が発生致しましたので、今回精算し返還するものでございます。そのうち、3,070万6,000円が基金から特別会計に繰入れたもので財源に充てております。

8ページでございます。

一番下の同じく款7諸支出金です。こちらにつきましては、項3繰出金、目1一般会計繰出金。これもただ今の償還金と同様でございます。平成25年度の決算額確定に伴う精算分としまして、一般会計に特別会計から返還してお返しをするものでございます。

このうち、やはり基金に積立っていたもののうち、財源内訳のその他にあたります677万3,000円は基金からのものでございます。合計で一般会計へ、今回884万円を繰出して返還することとして、増額で計上をしております。

介護保険につきましては、以上でございます。

ご審議の程、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12 議案第81号 平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第12、議案第81号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部、ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第81号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

予算書は別冊6になります。

1ページをお願い致します。

今回の補正は第2号でございます。こちらの第1条にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,490万9,000円としたものでございます。

歳入歳出の主なものについて、事項別明細によりご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

4 ページ、歳入のうち、2 番目でございますが、款 5 繰越金。こちらにつきましては、他の会計同様、平成 25 年度の決算額の確定に伴う繰越金として、782 万 4,000 円を増額としております。

続きまして、歳出でございます。

5 ページをお願い致します。

5 ページの中段でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金と致しまして、今回 505 万 4,000 円を増額としております。こちらにつきましては、説明のところにありますとおり、被保険者保険料の負担金と致しまして、平成 25 年度精算分として、県の広域連合に納付する分でございます。

広域連合自体は 3 月で会計を一旦締めますので、本市において出納整理期間中に徴収した保険料を、今回、広域連合の方に納付するものでございます。

その下、款 4 諸支出金でございます。項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金。こちらにつきましても、他の会計と同様でございます。平成 25 年度の精算額が確定致しましたので、事務費として一般会計から繰入れてもらったもののうち、超過した分を、今回 277 万円一般会計の方に繰出して返還するものでございます。

以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 82 号 平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 14 議案第 83 号 平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 15 議案第 84 号 平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） お諮り致します。

日程第 13、議案第 82 号「平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、日程第 14、議案第 83 号「平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、日程第 15、議案第 84 号「平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」につきましては、一括議題に致したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、日程第 13、議案第 82 号から、日程第 15、議案第 84 号までを、一括致しまして議題とすることに決定を致しました。

総務部、財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） それでは、ただ今一括議題とさせていただきました議案を説明いたします。

まず、別冊7になります。

議案第82号、平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）になりますがご説明致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ113万9,000円を追加致しまして、歳入歳出予算総額を1,534万1,000円と致しております。

4ページをお願い致します。

歳入になります。

款5繰越金につきましては、平成25年度の決算に伴い繰越額が確定致しましたので、113万9,000円を増額して813万9,000円と致しております。

5ページをお願い致します。

歳出になりますが、款4水道管理費、項1水道管理費、目1水道管理費、そのうち節15工事請負費につきましては、馬場と産神水源の整備費を増額しております。

その増額した工事費の関係上、款6予備費を126万1,000円減額して、財源調整を致しております。

次に別冊8をお願い致します。

議案第83号、平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算、これは第2号になりますがご説明致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ316万8,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を2,346万5,000円と致しております。

4ページをお願い致します。

歳入になりますが、款5繰越金につきましては、平成25年度の決算に伴い繰越額が確定致しましたので、316万8,000円を増額致しまして1,516万8,000円と致しております。

5ページをお願い致します。

歳出に致しましては、全額、款6予備費に計上を致しております。

最後に別冊9をお願い致します。

議案第84号、平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を1,433万6,000円と致しております。

4ページをお願い致します。

歳入になりますが、款5繰越金でございます。同様に、平成25年度の決算に伴い繰越額が

確定致しましたので、104万8,000円を増額致しまして504万8,000円と致しております。

5ページをお願い致します。

歳出につきましても、同様に全額、款6予備費に計上致しております。

以上、一括議題とさせていただきます、議案第82号、83号、84号につきまして、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第82号から、日程第15、議案第84号までについては、質疑を終わります。

日程第16 議案第85号 平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第16、議案第85号「平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題と致します。

土木部、水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） 議題としていただきました、議案第85号、平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

別冊の10でございます。

説明につきましては、最後の5ページの方で説明をさせていただきます。

2の資本的収入及び支出でございます。4条予算でございます。

収入の部から、款1上水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債、節1企業債でございます。1億5,000万円を補正しております。

内容につきましては、25年度着工しておりました、内牧上水施設更新整備工事につきまして、繰越工事となりまして、起債の借入が26年度の工事完了後となったために、収入予算として補正はそのままでございます。合計で5億3,342万5,000円とするものでございます。

それから支出でございます。

款2簡易水道事業の資本的支出でございます。項1国庫補助金の返還金でございます。補正額として2万円を計上致しております。

内容につきましては、平成25年度既に受領しておりました国庫補助金のうちに、25年度にJRの工事と同時に施工の必要があつて、25年度に実施した訳でございます。

24年際の坂の上の排水管の災害復旧工事でございます。この補助金につきましては、特定収入割合が一定額を下回りましたために、補助金交付要綱の規定に基づいて、今回返還をするものでございます。

ということで、支出の合計でございます。7億334万円としたところでございます。

以上、説明を終わります。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 86 号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 17、議案第 86 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題と致します。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れ様です。

ただ今議題としていただきました、議案第 86 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

別冊 11 をお願い致します。

1 ページをお開け下さい。

第 1 条、今回の補正予算につきましては第 2 号でございます。

第 2 条、既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくということで、医業収益を 381 万 4,000 円増額致しまして、15 億 1,530 万 5,000 円。医業費用を、同じく 381 万 4,000 円増額させていただきます、16 億 9,659 万 3,000 円とさせていただきます。

詳細につきましては、6 ページをご覧ください。

まず収入になります。

今回、款 1 病院事業収益、項 1 医業収益の中で、目 2 外来収益を 381 万 4,000 円増額させていただきました。これにつきましては、8 月 6 日の新病院開院後、まず初診の患者様が、7 月に比べまして、8 月の 6 日から 8 月 31 日の間で 728 名、7 月が 507 名ということで、221 名初診の患者様が増えております。次に、実患者数と致しまして、8 月 6 日から 8 月 31 日の間でですね、実際 2 回以上の受診された方もお一人というカウントをして 2,626 名、7 月が 2,083 名だったということで、543 名の方が増加しておりますが、今後も外来患者様の増加を見込みまして増額させていただいたところです。

次に 7 ページをお願いいたします。

支出の部ですが、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用の目 3 経費と致しまして、381 万 4,000 円増額させていただきました。内訳と致しましては、節 10 修繕費、これは 320 万円の減になります。医療機器の修理と設備の修理、設備というのは空調等とかになりますが、これにつきましては、新病院と致しまして不要額が生じたということで減額をさせていただいております。次に、節 14 委託料、701 万 4,000 円の増額をさせていただきましたが、これにつきましては、医事業務のうちですね、受付とか会計処理等を株式会社ニチイ学館というところに、病院と致しましては委託しておりますが、今から申し上げますところの改善の中でというこ

とで、患者様の増加の対応、或いは患者様サービスの充実のために、新たな業務と致しまして、予約センター、外来受付、検査受付に人員の増加をしております。

なお、更に医師事務作業補助と致しまして、通称クラークというような業務になるわけなのですが、医師の電子カルテ入力代行をしていただく方を雇いまして、医師の電子カルテへの入力の業務の軽減をして、それによって、ドクターには診察に専念していただいて、時間短縮に繋げるというようなことで、そういった作業補助をしていただく方を雇用するということにしております。

さらに、旧病院から新病院に移る際に、事前代行入力業務というのが発生致しました。従来、旧病院では紙カルテを行っておりましたが、新病院では電子カルテに変わりましたので、検査画像データ、院外処方、定期処方そういったものの2ヶ月前の分から、通院されております患者様の情報を電子カルテに事前入力する。かつ、検査予約、診療予約、そういうものにつきましましては、病院開院後2ヶ月後分までを、事前に入力しておくという業務を入れました関係上、波野診療所の患者様も含めて、そういった業務を追加で発生することになりました。その分の人件費が必要ということでの委託料の増額でございます。

なお、これにつきましては、今から申し上げたいと思いますが、患者様の待ち時間対策というのも含まれております。ということで、もう既に新病院開院後、早速、取組みをさせていただいております。

これにつきましては、従来の業務委託料の中で先行して対応させていただきまして、今回の補正につきましては、今後発生するであろう不足額を予算計上させていただいたということでございます。

なお、今申し上げましたように、補正予算に関連がありますので、新病院開院後の状況につきまして、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、8月6日の開院の前に、8月2日から5日の4日間、引っ越しをさせていただきました。

これにつきましては、入院患者様の移送を含めてですね、無事終了致しております。何ら問題は起こっておりません。

更に、そうはいうものの実際8月6日に開院致しましたところ、もうお耳に入っているかと思いますが、外来患者様の待ち時間が長時間になっているという現状がございます。特に、先ほど申し上げましたが、期待を込めてお見えいただいております初診の患者様を含めて、お待ち時間が長時間になっているということになっておりまして、これにつきましては、大変申し訳なく思っております。院長の指示のもと、早急に解決すべき課題ということで、現在、対策を講じておるところです。

何故、そういうふうに患者様の待ち時間が長時間になっているかという原因につきましては、院内に患者様に対して表示をさせていただいておりますが、今回、電子カルテを導入いたしました。これにつきましては、今後、病院の運営上、将来に亘れば、あくまでも患者様のサービスのためということで、紙カルテや伝票が不要になり、受付から会計までの処理がスムーズになるということでの導入でした。

ただし、導入当初はシステムトラブルや職員の操作の不慣れ、受付方法の変更等で待ち時間が長くなって、実際なっております。これにつきましては、外来患者様には今のような文面で告知をしておりますが、「医療サービスの向上のため、今後とも努めてまいりますので、皆様にはご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。」ということで、院内表示をさせていただいております。

今申し上げましたように今回、電子カルテとオーダーリングシステムというのを同時導入したことによりまして、申し訳ございませんが、初期の段階でトラブルではないのですが、不慣れというようなことを含めて、時間が掛かってしまっているという現状でございます。

それと、先ほど申し上げましたように、新病院の期待を込めまして、初診の患者様が増えてきたということと、再診の患者様におきまして、新しい病院で診療再開していただくにあたりまして、カードを改めて作っていただいているという状況がございます。そういったことで、まず最初の総合受付の段階ですね、ちょっとお時間をいただいております。

初診の患者様におかれましてはですね、病院の方では何ら情報を持っておりませんので、情報登録に時間が掛かってしまったという現状でございます。

なお、今申し上げました原因につきまして、具体的な今後の解決策と致しましては、先ず、医師が、もうこれは旧病院からですが、昼食、休憩もとらずに引き続き診療にあたっていたというのが先ずございますが、改めて今回、今後の対策と致しましては、前日における予約患者様の診療内容の確認と致しまして、今、例えば、軽い治療とかいう患者様、或いは薬の処方だけ、リハビリに來ただけ、MRI等の検査をされに來られた方においても、必ず事前に医師の診察が必要になりますので、その方たちも普通のちょっと時間がかかる治療に來られた方々も同じように待っていただいているという現状がございます。

これにつきましては、何とか早く、次の段階に移られる患者様については、そちらに回しができるように呼び込みの調整を現在やっております、これは早急にもう改善が出来るということになっております。

なお、お待ちのお客様は、なかなか自分がどれくらい待てばいいのかというのが、非常に不安なところがございますので、混雑具合などを画面表示がございますが、そこでテロップ表示をしたりとか、それらは既に行わせていただいております。

次に、救急告知病院ということで救急車が到着した場合に、担当医師が外来診療をちょっと外れる場合がございますが、その際には、お待ちのお客様については、きちんとそういうことをお伝えしてお待ちいただくか、例えば、別の医師で診察がよければ別の医師の方に回していただくということを、患者様の合意のもとで、実際もうやらせていただいております。

それと先ほど申し上げましたが、予約が旧病院では、ちょっと無理なところも含めまして、1時間に10名前後を予約を入れさせていただいております。ちょっと無理なところもはなからあった訳なんです、その旧病院の予約が、後2ヶ月ぐらいはその予約が入っておりますので、ちょっと早急な改善は厳しいかもしれないんですが、新病院におきましては、あくまでも1時間の中で旧再診の患者様は5名、新患の患者様は1名というような予約枠を設け

て、患者数の制限をさせていただいておりますので、もう暫くすれば予約診療もスムーズに動くと思っております。

あと、先ほども申しあげましたように、特に内科の先生におきましては、担当されている患者様が多ございますので、そういった電子カルテの入力業務の軽減等のために、作業補助員としてクラークの配置とかいうことを今、もうやらせていただいております。

あと、最後になりますが、電子カルテも標準仕様ということでパッケージ導入を致しました。

なお、どうして早くもうちょっと当病院の実情に即したことをやれば良かったんじゃないのかとお考えと思いますが、なかなか運用しながらでないと改善が出来ないところもあるということで、これももう今、改善をさせていただいております。

ということで、今後受診されます新患の患者様はもちろんですが、再診の患者様におかれましても、例えば1回目来た時よりも2回目、2回目来た時よりも3回目ということで、少しでも待ち時間が短縮したように実感していただけるよう、現在、病院一丸となって取り組んでおりますので、随時、改善していきますので、今暫く見守っていただければと思っております。宜しく願い申し上げます。

説明を終わります。

ご審議宜しく願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） ただ今、局長の方から説明がありましたけれども、先ずは、7ページの支出、節の部分で委託料ということで、業務委託費が計上されていますけれども、内容については説明があったとおりでと思っております。

電子カルテを含めまして、想定しなかったのかということですね。今言われたことは、当然、私とすれば想定出来たことだと思っております。

それともう一つ重要なのは、ドクターヘリコプターが到着、着陸できないというふうになっておりますけれども、この現状についてどのような改善策を取っているのかですね、先ずは、どうして降りないのかを説明していただきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 防災ヘリに関してのご質問があがっておりますが、ご承知のとおりドクターヘリ、防災ヘリの緊急離発着場ということでヘリポートを併設しております。

緊急離発着は、現在でも8月1日から使用可能でございました。ただ、実際上の運用と致しまして、例えば緊急時に離発着をしていただくという前に、例えばテスト飛行、試験飛行、そういったのを例えばするといった場合には、航空局の許可が要ります。

これにつきましては、申請が現在、日赤の救急業務科の方でランデブーポイントとしての申請をさせていただいております、その許可が、今月の中旬頃出るようになっております。

それでテスト飛行は可能です。ただ、緊急離発着は現在でも可能です。これはもう8月1日から可能でした。ということなのですが、現実的に未だ1回も離発着は行われておりません。

それにつきましては、何でもかと言いますと、広域消防本部の判断と致しまして、ヘリポートの周辺に、病院の予定では撒き芝で対応しておりましたが、どうしても、粉じんの恐れがあるという懸念をされました。

ということで、現在まで運用上として離発着はしておりませんが、それにつきましては病院の方で撒き芝では間に合わないということで張芝に今変えましたので、もうその懸念も払拭されますので、いずれにせよ緊急離発着は別に出来なかったということではございませんし、今から先も出来ます。

なおかつ、テスト飛行についても、中旬の航空局の許可が出れば出来ます。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 7番、河崎君。

マイクを使ってください。

○7番（河崎徳雄君） ヘリの着陸の状況ですけれど、今説明を受けたとおりでございますけれども、その張芝工事とかその工事で、私が不自然に思ったのは、この修繕費という科目を減額してある訳ですね。こういう減額予算があるならば、業務も必要ですけれども、そういう改修あたりに力を入れるべきでなからうかと思った訳でございますので、その点についていかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 実際、張芝に変更については、予定外ではありましたが、減額はさせていただきましたが、現行の予算の中で対応処理出来るということをやっております。

○議長（阿南誠蔵君） 7番、河崎君。

3回目です。

○7番（河崎徳雄君） じゃあ、ヘリポートがヘリが着陸出来るような工事は、今後一切上げないということですか。工事が必要になるといっても、予算計上はしないわけですか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ちょっとあのご意見の内容が、分かりかねますが、別に予算を、今回につきましては、運用上消防本部が懸念する懸念を払拭するために張芝にすべきだったと、その張芝の予算については、現行の予算の中で対応出来る。

今後の将来につきましては、何か不具合が生じれば、それにはその改善のための必要であれば予算計上させていただいて対処することになると思います。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第18 議案第87号 阿蘇市道路線の廃止について

日程第 19 議案第 88 号 阿蘇市道路線の認定について

○議長（阿南誠蔵君） お諮り致します。

日程第 18、議案第 87 号「阿蘇市道路線の廃止について」及び、日程第 19、議案第 88 号「阿蘇市道路線の認定について」は、関連があることから一括議題に致したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって日程第 18、議案第 87 号、及び日程第 19、議案第 88 号を一括議題とすることに決定を致しました。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今一括議題としていただきました、議案第 87 号「阿蘇市道路線の廃止について」、並びに議案第 88 号「阿蘇市道路線の認定について」を説明致します。

議案書の 57 ページ、58 ページです。

それと 59 ページ、また参考資料として航空写真を付けておりますので、後ほどここで説明を致します。

一の宮中学校内の統合小学校の建設に伴いまして、現一の宮中学校の東側の農地に、一の宮中学校のグラウンドを建設するというような予定になっておりますので、それに関連致しまして、この市道の廃止と認定が伴ってまいるということでございます。

それではまず、87 号について説明致します。

57 ページでございます。

本件は市道の路線廃止について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を得るものでございます。

中ほどの表でございます。

路線番号が 1104、路線名古恵川線、延長 1,714.90m、最大幅員 12.8m、最少幅員 3.6m、起点終点は記載のとおりでございます。

それから、58 ページの議案第 88 号でございます。

本件は市道の路線認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得るものでございます。

認定する路線でございますけれども、中の表でございます。

路線番号 1524 番、陣の町裏中坂梨線、それから 1525、高田金能田線でございます。起点終点につきましては、記載のとおりでございます。

59 ページによって、ちょっと説明をさせていただきます。

この航空写真を見ていただきますと、一の宮中学校が見えます。そして、この黄色の破線部分ですね、これが今回廃止をする古恵川線でございます。それから、この赤で書いてある線でございますが、これが高田金能田線、認定する箇所でございます。それと陣の町裏中坂梨線でございます。

グラウンドが、この破線部分の古恵川線それと高田金能田線、現在ございます右の方で市道長田線、そして今度の認定致します、陣の町裏中坂梨線に挟まれたこの箇所、どちらかという北側の部分に迫ったところでグラウンドが出来てまいります。

ですから、この古恵川線の廃止した完全に廃止する部分については、グラウンド内の通路と、あとは河川の管理道路として、今後、道路としての形状は残ってまいります、市道から廃止していくというようなことでございます。

以上、簡単に説明致しましたけども、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、谷崎君

○1 番（谷崎利浩君） 1 番、谷崎です。

古恵川線が廃止になって市道で無くなるということですが、グラウンドまでに来る道の管理はどちらがするようになるのかが一点です。

もう一つは、校舎の火災とか、或いは大災害の時の避難、或いは住民の方が避難して来られる場合の道路のアクセスはどういうふうにご考えておられるか、この 2 点をご答弁お願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） まず災害についてですが、グラウンドいくつか入口が、最終的には工事で出来上がることとなります。万が一、災害用に利用する場合には、この現在あります 4 つの市道そのまま使いまして入ることとなります。現在、市道廃止と認定はお願いを致しておりますが、改良の予定は致しておりませんので、このまま道路を利用することとなります。

市道の管理は、建設課が行うこととなります。

古恵川線の管理は、学校側にお願いを致すことになると思います。管理道路として使うことがありますけれど、ほぼ一般の方は通らないということになります。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

1 番、谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） それで、この高田金能田線、道幅はそのまま最少幅が 3.6 でいかれるのと思うのですが、避難とかを含めて考えたら、車の離合とかも含めて考えないといけないので 4m ぐらいに広げたらいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 用地選定委員会時点で、道路の改良については、この地域では今のところ考えていないことでの含めて、選定委員会にかけておまして、改修の予定はしておりません。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、日程第 18、議案第 87 号、及び日程第 19、

議案第 88 号について質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

これをもちまして、本日は散会を致します。

お疲れ様でございました。

午後 14 時 09 分 散会